

交 規 第 3 9 5 号  
令 和 2 年 1 0 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の対応について本年6月3日に公布された国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和2年法律第34号。以下「改正法」という。）が本日施行された。また、改正法の施行に伴い、国家戦略特別区域法第25条の2の内閣府令で定める実証事業等を定める内閣府令（令和2年内閣府令第57号。以下「特区法第25条の2関係府令」という。）等も本日施行された。

これらの改正のうち、交通警察に関係する部分及び対応上の留意事項等は下記のとおりであるので、関係事務の運営に万全を期されたい。

#### 記

### 第1 改正の経緯

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）は、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。

自動車の自動運転等の高度な産業技術については、第4次産業革命を実現する上で不可欠な技術として、研究開発及び実証実験が行われているところであり、国家戦略特別区域においても、これらの実証実験を一層迅速かつ円滑に行うことを可能とする枠組みの整備が求められてきたところである。

今般の改正は、こうした情勢を背景として、国家戦略特別区域内にいわゆる「規制のサンドボックス」を創設し、特例措置を設けることで、自動車の自動運転等の高度な産業技術の有効性の実証を行う事業が、同区域において積極的に行われるようにするものである。

### 第2 改正の内容

#### 1 概要

改正法による改正後の国家戦略特別区域法（以下「特区法」という。）では、国家戦略特別区域会議において、国・地方公共団体・事業者が一体となって、同法第25条の2第1項に規定する国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めた区域計画（以下「技術実証区域計画」という。）を作成することとされており、当該計画が内閣総理大臣による認定を受けたとき、認定を受けた技術実証区域計画（以下「認定技術実証区域計画」という。）については、規制の特例措置を受けることとなる。

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第77条第1項第4号

の規定に基づく都道府県公安委員会規則では、同項の規定による道路使用許可を受けなければならない行為として、道路において、自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をする行為が挙げられている。今般、改正法により、特区法に基づき、遠隔自動走行（道路において遠隔操作を行いながら自動運転の技術を用いて自動車を走行させる行為のうち、道交法第77条第1項第4号に規定する行為に該当し、道路使用許可を受けなければならないものをいう。以下同じ。）を含む技術実証区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、道交法の特例措置として、道路使用許可があったものとみなされ、道交法の規定が適用されることとされた（特区法第25条の4第1項）。

## 2 特区法に基づく対応の概要

### (1) 技術実証区域計画の策定に係る対応

国家戦略特別区域会議においては、遠隔自動走行に係る技術実証について技術実証区域計画を定めようとする場合、あらかじめ、所轄警察署長に協議し、その同意を得なければならない（特区法第25条の2第4項）。

所轄警察署長は、特区法第25条の2第4項の規定による協議（以下「同意協議」という。）があった場合、当該遠隔自動走行が

ア 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき

イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑をはかるために必要として同条第10項により定められる条件に従って行われることにより、交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき

ウ 現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき

のいずれかに該当するときは、同意をするものとされており、上記イ又はウに該当する場合で、必要があると認めるときは、当該遠隔自動走行について必要な条件（以下「同意条件」という。）を定めることができることとされている（特区法第25条の2第9項及び第10項）。

このとき、所轄警察署長は、当該同意の判断に当たって、国家戦略特別区域会議に対し、必要な情報の提供を求めることができる（特区法第25条の2第6項）。

なお、特区法第25条の2に規定する所轄警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等に係るものについては、高速道路交通警察隊長等に委任することができることとされている（特区法第25条の2第15項の規定により準用する道交法第114条の3）。

### (2) 認定技術実証区域計画に基づき実証事業者が行う遠隔自動走行への対応

実証事業者が認定技術実証区域計画に従って遠隔自動走行を行う場合、所轄警察署長は、同意協議への同意をもって、当該実証事業者に対し、当該計画において定められた遠隔自動走行について、当該計画において定められた期間を許可の期間、同意条件を許可の条件として、道路使用許可をした（以下、当該許可を「みなし許可」という。）こととなり、国家戦略特別区域会議が当該実証事業者に対して交付する特区法第25条の2第1項の規定による書面（特区法第25条の2第1項第1号（遠

隔自動走行に係る部分に限る。)及び同項第3号に係る部分に限る。)が、みなし許可に係る許可証(以下「みなし許可証」という。)の効力を有することとなる。

この場合において、道交法に基づく規定が適用され、

ア 所轄警察署長は、実証事業者が同意条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要を生じたときは、みなし許可を取り消し、又はみなし許可の効力を停止することができる(道交法第77条第5項)

イ 実証事業者は、

(ア) みなし許可の期間が満了したとき

(イ) 道交法第77条第5項の規定により、所轄警察署長がみなし許可を取り消したとき

(ウ) 遠隔自動走行に係る認定技術実証区域計画について、特区法第9条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣が、遠隔自動走行に係る技術実証事業を定めないものとする旨の変更を認定したとき

(エ) 特区法第11条第1項又は第25条の2第17項の規定に基づき、内閣総理大臣が認定を取り消したとき

は、すみやかに工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない(特区法第25条の4第1項の規定により読み替えて適用する道交法第77条第7項)

ウ 実証事業者は、みなし許可証の記載事項に変更が生じたときは、所轄警察署長に届け出て、当該みなし許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない(道交法第78条第4項)

エ 道交法上の各種罰則が適用される

こととなる(特区法第25条の4第1項)。

なお、技術実証区域計画について、内閣総理大臣が認定をしたとき、又は特区法第11条第1項若しくは第25条の2第17項の規定に基づく認定の取消しをしたときは、所轄警察署長は、遅滞なく、内閣総理大臣からその旨の通知を受けることとなる。また、上記アにおいて、道交法第77条第5項の規定により、所轄警察署長がみなし許可の取消しをしたときは、所轄警察署長は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない(特区法第25条の2第18項及び第25条の4第2項)。

### (3) 認定技術実証区域計画の変更に係る対応

国家戦略特別区域会議は、認定技術実証区域計画を変更しようとするときは、所轄警察署長に協議し、その同意を得なければならないこととされており(特区法第25条の2第14項の規定により準用する同条第4項)、その場合における交通警察の対応は、当該計画の策定時と同様である(特区法第25条の2第14項の規定により準用する同条第6項、第9項及び第10項)。

この点、認定技術実証区域計画が変更されようとする場合のうち、地域の名称の変更等、国家戦略特別区域法施行規則(平成26年内閣府令第20号)第8条で定める軽微な変更については、その他の変更の場合と異なり、特区法第25条の2第1項の規定によるみなし許可証は新たに交付されないが、その場合であっても、特区法第

25条の2 関係府令第3条の規定により書面が交付されることとされているため、上記(2)ウのとおり、実証事業者は、みなし許可証の記載に変更が生じたときは、所轄警察署長に届け出て、当該みなし許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

### 第3 対応上の留意事項

各警察署又は高速道路交通警察隊において遠隔自動走行を含む技術実証区域計画の策定に向けた取組を認知した場合は、速やかに交通規制課に連絡するとともに、特区法第25条の2 第4項に基づく所轄警察署長による同意協議を見据えて、国家戦略特別区域会議の構成員等と早期から適切な連携を図ること。

なお、同意協議への対応要領等については、別途示すこととするので、参考とされたい。

#### (参考資料)

- 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和2年法律第34号）の官報の写し
- 国家戦略特別区域法第25条の2の内閣府令で定める実証事業等を定める内閣府令（令和2年内閣府令第57号）の官報の写し
- 参照条文

担当 交通規制課 規制第二係

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年六月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十四号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の四」に改める。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 先端的区域データ活用事業活動の実施の促進を図るべき区域において、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するために必要なものとして政令で定める基準に従い、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体の情報システムと区域データ（当該区域に関するデータ（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。）をいう。以下同じ。）を保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備するとともに、区域データを、収集及び整理をし、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体に提供する事業（以下「国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業」という。）

第二条第三項中「第十条」の下に、「第二十八条の四及び第三十条第一項第七号」を加え、「第二十五条」を「第二十五条の六」に改め、「この項」の下に「及び第二十八条の四」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「先端的区域データ活用事業活動」とは、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来処理量に比して大量の情報処理を可能とする先端的な技術を用いて役務の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことにより新たな事業の創出又は事業の革新を図る事業活動（第三十七条の八において「先端的技術利用事業活動」という。）であつて、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体から区域データの提供を受け、当該区域データを活用して、当該事業活動の対象となる区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るものをいう。

第八条第九項中「第二十五条」を「第二十五条の六」に改める。

第十条第二項中「第二条第二項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「第二十五条」を「第二十五条の六」に改める。

第十三条第一項中「第九項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同条第九項中「取り消す」を「取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定事業者に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同項第六号中「前項」を「第九項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「報告」の下に「を」とし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第五項又は第七項」を「第六項又は第八項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 認定事業者が第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

第十三条第九項に次の一号を加える。

八 認定事業者が前項又はこの項の規定による命令に違反したとき、第十三条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「求める」を「求め、又はその職員に、認定事業の用に供する施設その他の施設に立ち入り、認定事業の実施状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

11 第九項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 都道府県知事は、認定事業者が行う認定事業が第一項の政令で定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業を当該要件に該当させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三条第七項中「第五項ただし書」を「第六項ただし書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第九項」を「第十三項」に、「第八項及び第九項第三号」を「以下この条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、特定認定を受けることができない。

一 心身の故障により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 第十三項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）の規定により特定認定を取り消され、その取消の日から起算して三年を経過しない者（当該特定認定を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から起算して三年を経過しないものを含む。）

四 禁錮以上の刑に処せられ、又は第十四項から第十六項までの規定若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十三条に次の三項を加える。

14 前項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 第十二項の規定による命令に違反したとき。

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金を科する。

第二十五条の次に次の見出し及び五条を加える。  
 (革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例)  
 第二十五条の二 国家戦略特別区域会議は、第八条第二項において、自動車自動運転特別区域革新的技術実証事業(国家戦略特別区域内において、自動車の自動運転(自動車自動運転関係電波技術を含む)第三十七条の七第一項において同じ)、無人航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十二条の二第一項において同じ)の遠隔操作又は自動操縦(無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を含む)第三十七条の七第一項において同じ)その他の技術革新の進展に即応した高度な産業技術(特殊仕様自動車等応用関係電波技術及び無人航空機応用関係電波技術を含む)同項において同じ)の有効性の実証のうち産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なものとして内閣府令で定めるものであって、次項第三号イからホまでのいずれかに掲げる行為を含むもの(同号ホに掲げる行為を含むもの)であつては、同号イからホまでのいずれかに掲げる行為をも含むものに限る。以下「技術実証」という。を行う事業をいう。以下同じ。を定めた区域計画(以下「技術実証区域計画」という)について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、認定技術実証区域計画(当該認定を受けた技術実証区域計画(第九条第一項の変更に係る認定があつたときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ)に実証事業者(技術実証の実施主体である事業者をいう。以下同じ)として定められた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- 一 当該認定技術実証区域計画(国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る部分に限る。第十四項及び第十六項において同じ)の内容
  - 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条第一項の規定による技術基準(次項第三号イ及び第七項において「装置基準」という)のうち第七項(第十四項において準用する場合を含む)次条第二項において同じ)の規定により指定されたもの
  - 三 第十項(第十四項において準用する場合を含む)第十七項及び第二十五条の四第一項において同じ)の規定により定められた条件
  - 四 第十三項(第十四項において準用する場合を含む)第十七項及び第二十五条の六第三項第一号において同じ)の規定により定められた条件
- 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 実証事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 技術実証の目的及び方法
- 事項
- イ 特殊仕様自動車(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車であつて、装置基準の一部に適合しないものをいう。以下この条及び次条において同じ)を同法第二条第五項に規定する運行(次条第二項において単に「運行」という)の用に供する行為(以下この条及び次条において「特殊仕様自動車運行」という)次に掲げる事項
    - (1) 特殊仕様自動車運行を行う場所及び期間
    - (2) 特殊仕様自動車運行に使用する特殊仕様自動車の車名及び型式並びに当該特殊仕様自動車の車台番号(車台の型式についての表示を含む)
    - (3) 当該特殊仕様自動車の使用の本拠の位置
    - (4) 当該特殊仕様自動車が適合していない装置基準
    - (5) 当該特殊仕様自動車の装置又は特殊仕様自動車運行の方法であつて、(4)の装置基準に係る機能を代替するもの

道路(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。第十項において同じ)において遠隔操作を行いなから自動運転の技術を用いて同条第一項第九号に規定する自動車(2)及び次条において単に「自動車」という)を走行させる行為のうち、同法第七十七条第一項第四号に規定する行為に該当するもの(以下この条及び第二十五条の四第一項において「遠隔自動走行」という)次に掲げる事項

- (1) 遠隔自動走行を行う場所及び期間
- (2) 遠隔自動走行に使用する自動車を特定するために必要な事項及び当該自動車の仕様に関する事項
  - (3) 遠隔自動走行の方法(緊急の場合に速やかに危険防止のために必要な措置を講ずるための方法を含む)に関する事項
  - (4) 遠隔操作を行う者に係る事項
- ハ 航空法第三百三十二条各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項
- ニ 航空法第三百三十二条の二第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項
- ホ 実験等無線局(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第四条の二第二項に規定する実験等無線局をいい、自動車自動運転関係電波技術、無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術、特殊仕様自動車等応用関係電波技術又は無人航空機応用関係電波技術の有効性の実証を行うためのもの)に限る。以下この条及び第二十五条の六において同じ)を開設し、これを運用する行為 次の(1)から(3)までに掲げる実験等無線局の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項
  - (1) 当該行為を行う期間
  - (2) 通信の相手方及び通信事項
  - (3) 電波法第六条第一項第七号に規定する無線設備(以下この条及び第二十五条の六において単に「無線設備」という)の設置場所(移動する実験等無線局にあつては、移動範囲。第二十五条の六第二項第一号において同じ)
  - (4) 使用する電波法第二条第一号に規定する電波(2)及び第二十五条の六において単に「電波」という)の型式並びに周波数及び空中線電力
  - (5) 無線設備の工事設計
  - (6) 運用開始の予定期日
  - (7) 他の電波法第二条第五号に規定する無線局(以下この条において単に「無線局」という)の同法第十四条第二項第二号の免許人又は同法第二十七条の二十三第一項の登録人(2)及び第十六項において「免許人等」という)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

- (3) 特定無線局（電波法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）である実験等無線局 次に掲げる事項
  - (i) (2)(i)から(v)まで、vi及びviiに掲げる事項
  - (ii) 無線設備を設置しようとする区域
- 四 安全確保上、環境保全上、社会生活上その他の支障を生ずることなく技術実証を行うために遵守すべき事項
- 五 その他技術実証の実施のために必要な事項

- 9 所轄警察署長は、遠隔自動走行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る遠隔自動走行が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の同意をするものとする。
  - 一 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
  - 二 当該遠隔自動走行が次項の規定により定められる条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
  - 三 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。

- 3 第一項及び前項第三号ホにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 自動車自動運転関係電波技術 特殊仕様自動車若しくは遠隔自動走行に使用する自動車に開設する無線局又はこれらの無線局を通信の相手方とする無線局（電波法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局、同号ロに規定する船舶の無線局、船舶地球局、航空機の無線局及び航空機地球局並びに同条第二項に規定する基幹放送局（第十二項第四号において単に「基幹放送局」という。）（次号から第四号までにおいて「人工衛星局等」という。）を除く。）に係る技術であつて、特殊仕様自動車運行又は遠隔自動走行に用いるものをいう。
  - 二 無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術 無人航空機に開設する無線局又は当該無線局を通信の相手方とする無線局（人工衛星局等を除く。）に係る技術であつて、前項第三号ハ又は二に掲げる行為に用いるものをいう。
  - 三 特殊仕様自動車等応用関係電波技術 特殊仕様自動車又は遠隔自動走行に使用する自動車をを用いる事業活動に用いる無線局（人工衛星局等を除く。）に係る技術（第一号に規定する自動車自動運転関係電波技術を除く。）であつて、総務省令で定めるものをいう。
  - 四 無人航空機応用関係電波技術 無人航空機を用いる事業活動に用いる無線局（人工衛星局等を除く。）に係る技術（第二号に規定する無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を除く。）であつて、総務省令で定めるものをいう。

- 10 所轄警察署長は、第四項の同意をする場合において、必要があると認めるときは、当該同意に係る遠隔自動走行が前項第一号に該当する場合を除き、当該遠隔自動走行について、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を定めることができる。
- 11 国土交通大臣は、第二項第三号ハ又は二に掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る当該行為により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めるときは、同項の同意をするものとする。

- 4 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において、当該技術実証区域計画に係る技術実証が次の各号に掲げる行為のいずれかを含むものであるときは、当該技術実証区域計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならぬ。
  - 一 特殊仕様自動車運行 特殊仕様自動車運行に使用する特殊仕様自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（以下この条及び次条において「管轄地方運輸局長」という。）
  - 二 遠隔自動走行 第二項第三号ロ(1)の場所を管轄する警察署長（当該場所が同一の都道府県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの場所を管轄する警察署長。以下この条において「所轄警察署長」という。）
  - 三 第二項第三号ハ又は二に掲げる行為 国土交通大臣
  - 四 第二項第三号ホに掲げる行為 総務大臣

- 12 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る当該行為が次の各号のいずれにも適合しているときは、同項の同意をするものとする。
  - 一 当該行為に係る実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者が電波法第五条第三項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - 二 第二項第三号ホ(1)に掲げる実験等無線局にあつては、当該行為に係る技術実証区域計画に定めようとする無線設備の工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。
  - 三 当該行為に係る技術実証区域計画に定めようとする周波数が、第二項第三号ホ(1)に掲げる実験等無線局に係るものにあつては電波法第七条第一項第二号の規定、第二項第三号ホ(2)又は(3)に掲げる実験等無線局に係るものにあつては同法第二十七条の四第一号の規定に適合すること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、第二項第三号ロ(1)に掲げる実験等無線局にあつては電波法第七条第一項第四号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準、第二項第三号ホ(2)又は(3)に掲げる実験等無線局にあつては同法第二十七条の四第三号の総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。

- 5 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 13 総務大臣は、第四項の同意をする場合において、必要があると認めるときは、当該同意に係る第二項第三号ホに掲げる行為について、条件を定めることができる。この場合において、その条件は、技術実証を行う者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。
- 14 第四項から前項までの規定は、認定技術実証区域計画の変更について準用する。
- 15 道路交通法第百十四條の三の規定はこの条に規定する所轄警察署長の権限について、航空法第百三十七條第一項及び第二項の規定はこの条に規定する国土交通大臣の権限について、電波法第百四條の三第一項の規定はこの条に規定する総務大臣の権限について、それぞれ準用する。

- 6 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区域会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができる。
- 7 管轄地方運輸局長は、特殊仕様自動車運行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る技術実証区域計画に従つて特殊仕様自動車運行を行うならば保安上又は公害防止その他の環境保全上の支障が生じないと認めるときは、同項の同意をするものとする。装置基準のうち当該特殊仕様自動車にあつては適合することを要しないこととするものを指定するものとする。

- 16 国家戦略特別区域会議は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画について認定を受けたときは、速やかに、関係する区域を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長、関係する地方公共団体、関係する無線局の免許人等及び関係する電波法第五十六條第一項の規定により指定された受信設備を設置している者に対し、当該認定に係る認定技術実証区域計画の内容その他当該技術実証の適正な実施の確保のための連携に必要と認める事項を通知するものとする。
- 17 内閣総理大臣は、第十三項の規定によるほか、認定技術実証区域計画に定められた事項又は第十項若しくは第十三項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたときは、当該認定技術実証区域計画に係る認定を取り消すことができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 8 管轄地方運輸局長は、第四項の同意及び前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

- 17 内閣総理大臣は、第十三項の規定によるほか、認定技術実証区域計画に定められた事項又は第十項若しくは第十三項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたときは、当該認定技術実証区域計画に係る認定を取り消すことができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

18 内閣総理大臣は、技術実証区域計画の認定をしたとき、又は第十一項若しくは前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該技術実証区域計画に係る第四項各号(第十四項において準用する場合を含む。)に定める者(第十五項において準用する道路交通法第百十四條の三、航空法第百三十七條第一項及び電波法第百四條の三第一項の規定により当該者の権限を行う者を含む。)に通知しなければならない。

19 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画について認定を受けたときは、当該認定に係る認定技術実証区域計画に係る第十二條の規定による評価に資するため、当該認定技術実証区域計画に係る技術実証に關し優れた識見を有する者により構成される技術実証評価委員会を置くものとする。

20 技術実証評価委員会は、前項に規定する技術実証の実施の状況について評価を行い、これに關し必要と認められる意見を国家戦略特別区域会議に述べられるものとする。

第二十五條の三 認定技術実証区域計画に従つて行われる技術実証(特殊仕様自動車運行を含むものに限る。)に使用される特殊仕様自動車についての道路運送車両法の規定の適用については、同法第四十一條第一項中「次に掲げる装置について、国土交通省令」とあるのは「次に掲げる装置についての国土交通省令」と「技術基準」とあるのは「技術基準(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十五條の二第七項(同条第十四項において準用する場合を含む。第四十六條において同じ。))の規定により指定されているものを除く。」と、同法第四十六條中「技術基準」とあるのは「技術基準(国家戦略特別区域法第二十五條の二第七項の規定により指定されているものを除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 管轄地方運輸局長は、前項に規定する特殊仕様自動車が行われることにより保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の支障が生じていると認め、又はこれらが生ずるおそれがあるとして認めに至つたときは、当該特殊仕様自動車に係る前条第七項の規定による指定を取り消すものとする。

3 管轄地方運輸局長は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、内閣総理大臣及び当該特殊仕様自動車運行に係る実証事業者として認定技術実証区域計画に定められた者(次項において「運行者」という。)に対し、その旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定による取消しは、前項の規定による通知が運行者に到達した時からその効力を生ずる。

第二十五條の四 認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う遠隔自動走行については、第二十五條の二第九項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定によりされた同条第四項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の同意を道路交通法第七十七條第一項の規定による許可と、当該者を当該許可を受けた者と、当該認定技術実証区域計画に定められた遠隔自動走行の期間を当該許可の期間と、第二十五條の二第十項の規定により定められた条件を同法第七十七條第三項の規定により当該許可に付された条件と、当該認定技術実証区域計画に係る第二十五條の二第一項の書面(同項第一号(遠隔自動走行に係る部分に限る。))及び第三号に係る部分に限る。)を当該許可に係る同法第七十八條第三項の許可証とそれぞれみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第七十七條第七項中「又は第五項の規定により当該許可が取り消されたとき」とあるのは、「第五項の規定により当該許可が取り消されたとき、又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十五條の二第二項第三号に掲げる遠隔自動走行(以下この項において単に「遠隔自動走行」という。)に係る同条第一項に規定する認定技術実証区域計画について、同法第九條第一項の規定による変更(同法第八條第二項第二号に規定する特定事業として遠隔自動走行に係る同法第二十五條の二第一項に規定する国家戦略特別区域革新技術実証事業を定めないこととするものに限る。))の認定があり、若しくは同法第十一條第一項若しくは第二十五條の二第十七項の規定により認定が取り消されたとき」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 道路交通法第七十七條第一項に規定する所轄警察署長(同法第百十四條の三の規定によりその権限を行う警察官を含む。)は、前項の規定によりみなされた同法第七十七條第一項の規定による許可について同条第五項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第二十五條の五 第二十五條の二第二項第三号ハに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う当該行為について、航空法第百三十二條ただし書の規定による許可があつたものとみなす。

2 第二十五條の二第二項第三号ニに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う当該行為について、航空法第百三十二條の二ただし書の承認があつたものとみなす。

第二十五條の六 第二十五條の二第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定(次項に規定するものを除く。)があつたときは、総務大臣(電波法第百四條の三第一項の規定による委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。)は、速やかに、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者に対し、同号ホ(1)に掲げる実験等無線局にあつては第一号から第四号までに掲げる事項を指定して同法第十二條の免許を、第二十五條の二第二項第三号ホ(2)に掲げる実験等無線局にあつては第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を、同項第三号ホ(3)に掲げる実験等無線局にあつては第一号、第三号、第六号及び第七号に掲げる事項を、同項第二十七條の五第一項の免許を与えなければならない。この場合においては、第二十五條の二第二項第三号ホ(1)に掲げる実験等無線局に係る当該指定は同法第八條第一項の規定による指定と、同号ホ(2)又は(3)に掲げる実験等無線局に係る当該指定は同法第二十七條の五第一項の規定による指定とみなして、同法の規定を適用する。

一 電波の型式及び周波数

二 電波法第八條第一項第三号に規定する識別信号(次項第二号において単に「識別信号」という。)

三 空中線電力

四 電波法第六條第一項第六号に規定する運用許容時間(次項第二号及び第三項第四号において単に「運用許容時間」という。)

五 電波法第二十七條の五第一項第三号に規定する指定無線局数(次項第二号において単に「指定無線局数」という。)

六 電波法第二十七條の五第一項第四号に規定する運用開始の期限

七 無線設備の設置場所とすることができる区域

2 第二十五條の二第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定(第九條第一項の変更の認定であつて、実験等無線局(前項の規定により免許を受けたものに限る。以下この条において同じ。))に係る次の各号に掲げる変更に係るものに限る。があつたときは、総務大臣は、速やかに、当該各号に定める処分をしなければならない。

一 通信の相手方若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更(第二十五條の二第二項第三号ホ(1)に掲げる実験等無線局にあつては、電波法第九條第一項ただし書に規定する総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)の工事に係る変更 同法第十七條第一項又は第二十七條の八第一項の許可

二 識別信号 電波の型式、周波数、空中線電力、運用許容時間、指定無線局数又は無線設備の設置場所とすることができる区域の変更 電波法第十九條又は第二十七條の九の規定による指定の変更

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

一 第二十五條の二第十三項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたと認めるとき。

二 電波法第七十一條第一項の規定により実験等無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更をしたとき。



三 電波法第七十二条第一項の規定により実験等無線局に対して電波の発射の停止を命じたとき。

四 電波法第七十六条第一項の規定により実験等無線局の運用の停止を命じ、又は実験等無線局に係る運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限したとき。

五 電波法第七十六条第四項、第五項又は第七項の規定により実験等無線局の免許を取り消したとき。

4 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実験等無線局の免許を取り消すことができる。

一 第九条第一項の規定による認定技術実証区域計画の変更（第八条第二項第二号に規定する特定事業として第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為を含む国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めないこととするものに限る。）の認定があったとき。

二 第十一条第一項又は第二十五条の二第十七項の規定により認定技術実証区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為を含む国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めたものに限る。）の認定が取り消されたとき。

第二十七条の二中「同項第二号に掲げるもの」の下に「のうち第二十八条第一項に規定する利子補給契約に係る貸付けを受け行われることその他の内閣府令で定める要件に該当するもの」を加える。

第四章第二十八条の次に次の三条を加える。

（国の機関等に対するデータの提供の求め）

第二十八条の二 認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体であつて、内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けたもの（以下この条及び次条において単に「実施主体」という。）は、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するため、国の機関又は公共機関等（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人その他これに準ずる者で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の保有するデータであつて区域データとしての活用が見込まれるものを必要とするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該データの提供を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを当該求めをした実施主体に提供するとする。

一 当該データの収集が、前項の国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用事業活動の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

二 当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

三 当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めについて同項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等、他の関係行政機関の長又は他の関係行政機関の長の所管する公共機関等が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長（その所管する公共機関等が当該データの提供を要請するとともに、その旨を当該求めをした実施主体に通知するものとする。）

5 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めが第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

6 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請に係る求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした実施主体に提供するとともに、内閣総理大臣にその旨を通知するものとする。

7 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。

8 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請に係る求めに係るデータをその所管する公共機関等が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

9 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該要請に応じて前項の公共機関等に要請を行わない旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。

10 第四項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした実施主体に提供するとともに、当該公共機関等を所管する内閣総理大臣又は関係行政機関の長にその旨を通知するものとする。

11 前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

12 第四項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該公共機関等を所管する内閣総理大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。

13 前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

14 第七項から第九項まで及び前二項の規定による通知を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。

15 国の機関及び公共機関等は、第一項の規定による求めがあったときは、官民データ活用推進基本法の趣旨にのっとり、積極的なデータの提供に努めるものとする。

（地方公共団体に対するデータの提供の求め）

第二十八条の三 実施主体は、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するため、国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の保有するデータであつて区域データとしての活用が見込まれるものを必要とするときは、内閣府令で定めるところにより、当該関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該データの提供を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた関係地方公共団体の長その他の執行機関は、当該求めについて前条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした実施主体に提供するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた関係地方公共団体の長その他の執行機関は、当該求めについて前条第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

4 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体は、第一項の規定による求めがあったときは、官民データ活用推進基本法の趣旨にのっとり、積極的なデータの提供に努めるものとする。

（新たな規制の特例措置の求め）

第二十八条の四 国家戦略特別区域会議

（国家戦略特別区域）国家戦略特別区域（以下この条において同じ。）は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、先端的領域データ活用事業活動を実施する主体が国家戦略特別区域において新たな規制の特例措置（法律により規定された規制についての法律の特例に関する措置又は政令等により規定された規制についての第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定める政令等の特例に関する措置であつて、この法律の改正又は政令若しくは内閣府令・主務省令の制定若しくは改正をする必要があるものをい）これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含む。以下この条及び第三十条第一項第七号において同じ。）の適用を受けて先端的領域データ活用事業活動を実施し又はその実施を促進する必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による求めをしようとする場合には、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該求めに係る区域計画又は認定区域計画の変更の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。この場合において、国家戦略特別区域会議は、当該案に次項において準用する第八条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たつては、当該求めに係る先端的領域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まなければならない。

3 第七条第四項及び第五項並びに第八条第二項及び第六項の規定は、前項の案の作成について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「実施主体」とあるのは「実施主体並びに新たな規制の特例措置（第二十八条の四第一項に規定する新たな規制の特例措置をいう。次号において同じ。）の適用を受けて実施する先端的領域データ活用事業活動の内容及び当該先端的領域データ活用事業活動を実施するの見込まれる主体」と、同項第三号中「内容」とあるのは「及び先端的領域データ活用事業活動に適用される新たな規制の特例措置の内容」と、同項第四号中「特定事業」とあるのは「特定事業及び先端的領域データ活用事業活動」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めがその所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないとき、又は適当でないとき、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たつては、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴くものとする。

7 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合には、当該関係行政機関の長に対し、新たな規制の特例措置について検討を行うよう要請するとともに、その旨を当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

8 前項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を内閣総理大臣に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

9 第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないとき、又は適当でないとき、遅滞なく、その旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。

10 前二項の規定による通知を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

11 関係行政機関の長は、第七項の規定による要請に係る新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たつては、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴くものとする。

第三十条第一号中「第二項第五項」を「第二項第六項」に改め、同条第九号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 新たな規制の特例措置の求めに関し、第二十八条の四第六項及び第十一項に規定する事項を処理すること。

第三十条に次の三項を加える。

2 会議は、前項第七号に掲げる事務に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

3 会議は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、第二項の規定による勧告を受けて講じた措置について会議に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長が行う通知は、内閣総理大臣を通じて行うものとする。

第三十七条の七第一項中「小型無人機」を「無人航空機」に改め、「対する」の下に「道路運送車両法」を加え、「昭和三十五年法律第五号」、「昭和二十七年法律第二百三十一号」及び「昭和二十五年法律第三十一号」を削る。

第三十七条の七の次に次の一条を加える。  
（情報システム相互の連携を確保するための基盤に係る規格の整備及び互換性の確保に関する援助）

第三十七条の八 国は、先端的技術利用事業活動の実施を促進するため、国家戦略特別区域において、先端的技術利用事業活動を実施する主体の情報システムと先端的技術利用事業活動の実施に活用されるデータとを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対し、当該基盤に係る規格の整備及び互換性の確保に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

別表の十三の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item number (十三の二) and Description (国家戦略特別区域革新的技術実証事業 第二十五条の二から第二十五条の六まで)

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、先端的技術利用事業活動（この法律による改正後の国家戦略特別区域法（以下「新法」という。第二条第四項に規定する先端的技術利用事業活動をいう。以下この条において同じ。）の実施の促進を図ることの重要性に鑑み、データ連携基盤（新法第三十七条の八に規定する基盤をいう。以下この条において同じ。）の整備の状況及び先端的技術利用事業活動の実施状況を踏まえつつ、この法律の施行後三年以内を目的として、同一の種類先端的技術利用事業活動が異なる二以上のデータ連携基盤からデータの提供を受け実施される場合において当該先端的技術利用事業活動の円滑かつ効果的な実施を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## ○内閣府令第五十七号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行に伴い、国家戦略特別区域法第二十五条の二の内閣府令で定める実証事業等を定める内閣府令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国家戦略特別区域法第二十五条の二の内閣府令で定める実証事業等を定める内閣府令

第一条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「法」という。）第二十五条の二第一項の内閣府令で定める実証事業は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なものであって、その実証の内容が次のいずれかに該当するものとする。

- 一 自動車の自動運転（同条第三項第一号に規定する自動車自動運転関係電波技術を含む。）
- 二 無人航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。）の遠隔操作又は自動操縦（法第二十五条の二第三項第二号に規定する無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を含む。）
- 三 同項第三号に規定する特殊仕様自動車等応用関係電波技術
- 四 同項第四号に規定する無人航空機応用関係電波技術

第二条 法第二十五条の二第一項の規定により交付される書面の様式は、別記様式第一とする。

第三条 法第二十五条の二第十四項の規定により認定技術実証区域計画を変更した場合において、

国家戦略特別区域会議は、実証事業者として定められた者に対し、前条の書面を交付するものとする。

## 附 則

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

## 別記様式第 1

会社の名称及び代表者の氏名 殿

年 月 日

国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めた区域計画に係る書面  
標記について、 における国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めた区域計画（以下「技術実証区域計画」という。）は、内閣総理大臣の認定（ 年 月 日付け）を受けたことから、国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき本書面を交付します。

## 記

1. 当該認定に係る認定技術実証区域計画の内容
2. 道路運送車両法第 41 条第 1 項の規定による技術基準のうち法第 25 条の 2 第 7 項の規定により指定されたもの
3. 法第 25 条の 2 第 10 項の規定により定められた条件
4. 法第 25 条の 2 第 13 項の規定により定められた条件
5. その他の必要な事項

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

## 【参照条文】

### ○ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和2年法律第34号）による改正後の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）（抄）

（区域計画の認定）

第八条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域の名称

二 第六条第二項第一号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項

三 前号に規定する特定事業ごとの第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置の内容

四 前二号に掲げるもののほか、第二号に規定する特定事業に関する事項

五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第二号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならない。

4 前項の規定による公表があった場合において、当該特定事業を実施しようとする者（当該公表がされた者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、当該申出に応じるものとする。

- 6 区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び前条第二項に規定する構成員（以下「国家戦略特別区域担当大臣等」という。）の全員の合意により作成するものとする。
- 7 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。
  - 二 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。
  - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 8 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条及び次条第一項において単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業（第二条第二項第一号に掲げるものに限る。）が、法律により規定された規制に係るものにあつては第十二条の二から第二十五条までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第二十七条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。
- 10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定区域計画の変更）

第九条 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画（以下「認定区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする

るときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前条第三項から第十項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

(認定の取消し)

第十一条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条、第十八条第七項第一号、第二十条の三、第二十条の四第二項、第二十条の五第二十一項第一号及び第二十四条の二第三項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

- 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。
- 3 第八条第十項の規定は、第一項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。

(革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例)

第二十五条の二 国家戦略特別区域会議は、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域革新的技術実証事業（国家戦略特別区域内において、自動車の自動運転（自動車自動運転関係電波技術を含む。第三十七条の七第一項において同じ。）、無人航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）の遠隔操作又は自動操縦（無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を含む。第三十七条の七第一項において同じ。）その他の技術革新の進展に即応した高度な産業技術（特殊仕様自動車等応用関係電波技術及び無人航空機応用関係電波技術を含む。同項において同じ。）の有効性の実証のうち産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なものとして内閣府令で定めるものであって、次項第三号イからホまでのいずれかに掲げる行為を含むもの（同号ホに掲げる行為を含むものには、同号イからニまでのいずれかに掲げる行為をも含むものに限る。以下「技術実証」という。）を行う事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画（以下「技術実証区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定

を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、認定技術実証区域計画（当該認定を受けた技術実証区域計画（第九条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）に実証事業者（技術実証の実施主体である事業者をいう。以下同じ。）として定められた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- 一 当該認定技術実証区域計画（国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る部分に限る。第十四項及び第十六項において同じ。）の内容
  - 二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項の規定による技術基準（次項第三号イ及び第七項において「装置基準」という。）のうち第七項（第十四項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定により指定されたもの
  - 三 第十項（第十四項において準用する場合を含む。第十七項及び第二十五条の四第一項において同じ。）の規定により定められた条件
  - 四 第十三項（第十四項において準用する場合を含む。第十七項及び第二十五条の六第三項第一号において同じ。）の規定により定められた条件
- 2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 実証事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 技術実証の目的及び方法
  - 三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項
    - イ （略）
    - ロ 道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。第十項において同じ。）において遠隔操作を行いながら自動運転の技術を用いて同条第一項第九号に規定する自動車（(2) 及び次項において単に「自動車」という。）を走行させる行為のうち、同法第七十七条第一項第四号に規定する行為に該当するもの（以下この条及び第二十五条の四第一項において「遠隔自動走行」という。）
      - 次に掲げる事項
        - (1) 遠隔自動走行を行う場所及び期間
        - (2) 遠隔自動走行に使用する自動車を特定するために必要な事項及び当該自動車の仕様に関する事項
        - (3) 遠隔自動走行の方法（緊急の場合に速やかに危険防止のために必要な措置を講ずるための方法を含む。）に関する事項
        - (4) 遠隔操作を行う者に係る事項



ハ～ホ (略)

四 安全確保上、環境保全上、社会生活上その他の支障を生ずることなく技術実証を行うために遵守すべき事項

五 その他技術実証の実施のために必要な事項

3 (略)

4 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において、当該技術実証区域計画に係る技術実証が次の各号に掲げる行為のいずれかを含むものであるときは、当該技術実証区域計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 (略)

二 遠隔自動走行 第二項第三号ロ(1)の場所を管轄する警察署長(当該場所が同一の都道府県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの場所を管轄する警察署長。以下この条において「所轄警察署長」という。)

三・四 (略)

5 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区域会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができる。

7・8 (略)

9 所轄警察署長は、遠隔自動走行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る遠隔自動走行が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の同意をするものとする。

一 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

二 当該遠隔自動走行が次項の規定により定められる条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。

三 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。

10 所轄警察署長は、第四項の同意をする場合において、必要があると認めるときは、当該同意に係る遠隔自動走行が前項第一号に該当する場合を除き、当該遠隔自動走行について、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を定めることができる。

11～13 (略)

- 14 第四項から前項までの規定は、認定技術実証区域計画の変更について準用する。
- 15 道路交通法第百十四条の三の規定はこの条に規定する所轄警察署長の権限について、航空法第百三十七条第一項及び第二項の規定はこの条に規定する国土交通大臣の権限について、電波法第百四条の三第一項の規定はこの条に規定する総務大臣の権限について、それぞれ準用する。
- 16 (略)
- 17 内閣総理大臣は、第十一条第一項の規定によるほか、認定技術実証区域計画に定められた事項又は第十項若しくは第十三項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたときは、当該認定技術実証区域計画に係る認定を取り消すことができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 18 内閣総理大臣は、技術実証区域計画の認定をしたとき、又は第十一条第一項若しくは前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該技術実証区域計画に係る第四項各号（第十四項において準用する場合を含む。）に定める者（第十五項において準用する道路交通法第百十四条の三、航空法第百三十七条第一項及び第二項又は電波法第百四条の三第一項の規定により当該者の権限を行う者を含む。）に通知しなければならない。
- 19・20 (略)

第二十五条の四 認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う遠隔自動走行については、第二十五条の二第九項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた同条第四項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の同意を道路交通法第七十七条第一項の規定による許可と、当該者を当該許可を受けた者と、当該認定技術実証区域計画に定められた遠隔自動走行の期間を当該許可の期間と、第二十五条の二第十項の規定により定められた条件を同法第七十七条第三項の規定により当該許可に付された条件と、当該認定技術実証区域計画に係る第二十五条の二第一項の書面（同項第一号（遠隔自動走行に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）を当該許可に係る同法第七十八条第三項の許可証とそれぞれみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第七十七条第七項中「又は第五項の規定により当該許可が取り消されたとき」とあるのは、「第五項の規定により当該許可が取り消されたとき、又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十五条の二第二項第三号ロに掲げる遠隔自動走行（以下この項において単に「遠隔自動走行」という。）に係る同条第一項に規定する認定技術実証区域計画

について、同法第九条第一項の規定による変更（同法第八条第二項第二号に規定する特定事業として遠隔自動走行に係る同法第二十五条の二第一項に規定する国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めないこととするものに限る。）の認定があり、若しくは同法第十一条第一項若しくは第二十五条の二第十七項の規定により認定が取り消されたとき」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 道路交通法第七十七条第一項に規定する所轄警察署長（同法第一百四条の三の規定によりその権限を行う警察官を含む。）は、前項の規定によりみなされた同法第七十七条第一項の規定による許可について同条第五項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

#### ○ 国家戦略特別区域法施行規則（平成26年内閣府令第20号）（抄）

（法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更）

第八条 法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる変更
- 三 法第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置（法附則第三条の規定による訓令又は通達に関する規制の特例措置を含む。）の全国展開に伴う変更
- 四 特定事業の実施主体の名称又は所在地の変更（変更後の所在地が国家戦略特別区域内であるものに限る。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、認定区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

#### ○ 国家戦略特別区域法第25条の2の内閣府令で定める実証事業等を定める内閣府令（令和2年内閣府令第57号）

第一条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「法」という。）第二十五条の二第一項の内閣府令で定める実証事業は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なものであって、その実証の内容が次のいずれかに該当するものとする。

- 一 自動車の自動運転（同条第三項第一号に規定する自動車自動運転関係電波技術を含む。）
- 二～四 （略）

第二条 法第二十五条の二第一項の規定により交付される書面の様式は、別記様式第一とする。

第三条 法第二十五条の二第十四項の規定により認定技術実証区域計画を変更した場合には、国家戦略特別区域会議は、実証事業者として定められた者に対し、前項の書面を交付するものとする。